

Yukio Tsuru

差出人: "12-13Gov TOKUI RID2790" <12-13gov@rid2790.jp>
 日時: 2012年5月8日 21:54
 宛先: "津留 起夫" <yukituru@theia.ocn.ne.jp>
 CC: "得居 仁" <tokui@tsml.gr.jp>
 件名: Fw: ローター青少年交換の再認定手続きについて
 津留起夫委員長

認定書式の電子データ、下記の認定申請書式をクリックすれば得できますので転送いたします。

高橋孝夫

国際ロータリー第2790地区
 ガバナー・エレクト事務所

〒271-0092 千葉県松戸市松戸1281 ユニティビル4F
 TEL 047-703-9957 / FAX 047-703-9958
 e-mail 12-13gov@rid2790.jp
 URL <http://www.rid2790.jp/>

----- Original Message -----

From: RIPrograms YouthExchange
 To: 12-13gov@rid2790.jp
 Sent: Thursday, May 03, 2012 2:17 AM
 Subject: ローター青少年交換の再認定手続きについて



ROTARY INTERNATIONAL®

YOUTH EXCHANGE

2012-13年度地区ガバナーならびに地区青少年交換委員長各位

エバンストンよりご挨拶申し上げます。皆さまにおかれましては、地区の青少年交換プログラムに引き続きご参加いただけますことを願っております。「奉仕を通じて平和を」という2012-13年度のテーマは、青少年交換活動に携わるロータリアンの活動を体現するものでもあります。貴地区に引き続き青少年交換プログラムにご参加いただくことにより、新年度、80以上の国からの何千人もの学生に、質の高い交換留学プログラムに参加する機会が提供されることになります。



国際ロータリー理事会は、クラブや地区が効果的かつ責任を持って青少年交換活動を実施するための方針を定めています。これらの方針は、ロータリー章典の2.110、17.060、41.060に含まれており、長期交換、短期交換、新世代交換など、全種類の青少年交換に関係しています。

青少年交換の認定手続きは、交換に参加する地区に対し最低限の必要要件を定めることにより、学生の安全を守ることを目的としています。認定を受けた地区も、要件を引き続き満たしているかどうか、定期的に審査を受けます。また、再認定の手続きはロータリーの青少年交換プログラムにおける高い水準を守るためだけでなく、地元の方針や手続きへの変更について、地区がRIに最新情報を提供し、成功例やベストプラクティスを共有することも目的としています。再認定の手続きは、多地区合同かどうか、前回の認定がいつ行われたか、翻訳の提供が可能かどうかなど、および地理的・文化的要素やその他の要素を考慮して、特定地区が選ばれることとなっております。について

2012/05/29

は、2012-13年度に青少年交換の再認定手続きを行う地区として、貴地区が選ばれたことを、ここにお知らせ申し上げます。

再認定手続きの中で、地区は理事会が設定した要件を満たしているか、また、現在の認定状況が正しく保たれているかを証明する書類を提出することになります。これらの書類はすべて、すでに地区が保管しているべきものです。また、前回の認定時から変更が加えられていない書類もあると思われますが、再認定にあたり、現在の地区でのプログラム運営に関連する全書類を、RIで審査する必要があります。つきましては、以下の期日に従って、必要な書類をご提出いただきますようお願いいたします。

2012年6月1日までに提出:

申請書:2012-13年度のカバナーならびに地区青少年交換委員長により署名され、漏れなく記入された認定申請書式の提出期日。この際、貴地区の認定に関し特記事項がないかどうか、青少年交換名簿でご確認ください。最新版の青少年交換名簿は、「会員アクセス」の「Youth Exchange Workgroup(青少年交換ウェークグループ)」からご覧いただくか、Eメールで(youthexchange@rotary.org)ご連絡ください。

2012年9月1日までに提出:

法人化に関わる書類:貴地区における青少年交換プログラムが法人化されている場合、それを証明する書類、または、それに代わる書類の提出期日。現カバナーが発行した、青少年交換法人名と法人としての登記日を示した書面で十分です。

保険:貴地区の青少年交換プログラムにおいて、地理的条件、交換の期間、地元の各種要件に合った一般的な損害賠償保険に加入していることを証明する書類。保険証書やそれに代わる書類で、被保険者の氏名、適用期間、保険金額が分かる書類で十分です。

地区の方針:ロータリー章典2.110および41.060に基づいて地区が作成した虐待およびハラスメントに関する方針、または、青少年保護に関する方針(申し立て報告に関する指針や貴地区が利用しているボランティアの合意書式を含む)を示す書類の提出期日。RIによる地区の方針の見本を利用しても構いませんが、必ず貴地区の状況に沿ったものに修正するようお願いいたします。さらに、何らかの法律に関わる状況によって、地区の方針を立てられない状況にある場合は、それを証明する地元の法律の該当する条項、または、地元の法律や手続きによりこの要件を満たすことが法的に不可能であることを言及した弁護士からの書簡(弁護士事務所専用のレターヘッドを利用した書簡)を提出してください。また、その際に、この要件(地区の方針)を満たすための代替案を詳細に説明した文書を併せて提出してください。

さらに、すべての地区は、地区が受け入れる学生に関する情報および学生を受け入れるホストファミリーに関する情報を毎年提出しなければなりません(エクセルのシート、データベースレポート、報告書式のいずれかの形式)。地区が認定状況を維持するため、これらの情報は受入学生が到着する前、または、到着後すぐに提出する必要があります。

必要要件に関する詳細、または、手続きに関するご質問がありましたら、青少年交換担当職員までご連絡ください。更新手続きを滞りなく進めていくためには、貴地区と当方の円滑なコミュニケーションが重要となります。各種書類が提出された後、土日を除く3日以内に、職員から書類受理の通知をお送りいたします。さらに、書類に不備があったり、追加書類が必要な場合は、30日以内に職員から別途ご連絡いたします。すべての手続きが正しく完了しましたら、当方で記録している皆さまのEメールアドレスに確認書をお送りいたします。

皆さまの地域の学生に、引き続き質の高いプログラムを提供していくため、皆さまのご協力をお願い申し上げます。再認定手続きや青少年交換全般に関するご質問やご懸念がございましたら、当方までご連絡(youthexchange@rotary.org)ください。

よろしくお願いいたします。

トム・ウッズ(Tom Woods)



青少年交換シニア・コーディネーター

ケイト・ホーペル (Kate Hoeppel)



青少年交換シニア・スーパーバイザー

cc: 2011-12年度地区ガバナー
2011-12年度地区青少年交換委員長

Rotary International | One Rotary Center | 1560 Sherman Avenue | Evanston | IL | 60201 | USA

最寄りのRI国際事務局に連絡する

本Eメールは、12-13gov@rid2790.jpへ送られました。
下のリンクから、Eメールの設定をいつでも変更することができます。
個人情報/Eメールアドレスを変更する | 定期受信を停止する

プライバシーに関する国際ロータリーの方針はこちらでお読みいただけます

青少年交換

2012-13 年度認定申請書式



下のチェックリストは、ロータリー章典(2012年3月改訂版)第2.110節と第41.060節に明記されている認定の最低要件を示したものです。これらの方針は、特記されていない限り、長期、短期、新世代を含む、すべての交換に適用されます。長期、短期、新世代の交換のいずれか、またはすべてに参加している地区は、プログラムの全要件を順守することに同意しなければなりません。

以下、地区が順守している項目の左のボックスに印をつけてください。この申請書式の記入にあたっては、地元の法律や義務要件について法律専門家に相談することをお勧めします。地元の法律または文化的な事情により必須条件を満たすことができない地区は、その項目に「*」印を付け、別紙に必須条件を満たすことができない個々の事情と、指針の意図を達成するため地区が代替的に作成した手続きを説明してください。

この申請書式は、再認定手続きの第一段階となります。地区は、以下の要件を満たしていることを証明する補助書類を提出しなければなりません。詳しくは、youthexchange@rotary.orgまでご連絡ください。

青少年保護

- ☒ 地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」(ロータリー章典第2.110.1項)を採択している。
- ☒ 地区は、虐待およびハラスメントに対していかなる違反も法規適用するRIの方針(ゼロ容認方針)を採択している。
- ☒ 地区は、性的虐待またハラスメントの申し立てに対し、独自の徹底した調査を実施する。地区はこの調査を担当する個人を特定している。
- ☒ 地区は、申し立てが出された後、学生の両親または法的保護者、ならびに派遣地区とクラブに連絡を取る手順を作成している。
- ☒ 地区は、調査中に被害者と被疑者のプライバシーを保護するため、手続きに従って必要な人物のみが申し立ての連絡を受けるよう報告の手順を確立している。
- ☒ ロータリーの青少年プログラムに関与し、性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。

- ☒ 地区は、ホストファミリーの一員について申し立てが出された場合に備え、学生を一時的にほかの宿泊先に移動させる手続きを整えている。
- ☒ 地区は、各学生にロータリアンではないカウンセラーをつけるなど、虐待またはハラスメントの報告をした学生に適切な支援方法を特定している。
- ☒ 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用する RI の方針(ゼロ容認方針)にのっとり、即刻、適切な法執行機関(警察等)に報告されなければならない。
- ☒ クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンも、その会員身分を終結しなければならない。ロータリアン以外の人物で、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた人は、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。
- ☒ 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合には、青少年参加者の安全および告発された者の保護のため、該当する個人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。告発され、その後嫌疑が晴れた者は、青少年交換プログラムの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

地区ガバナーの権限

- ☒ 地区ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。地区青少年交換役員あるいは委員は、それぞれのガバナーの監督下にあり、ガバナーに報告を行う。
- ☒ 地区は、ロータリー章典の第 2.110 節と第 41.060.節を順守する。
- ☒ クラブ同士の交換は、地区青少年交換プログラムの範疇で手配される。
- ☒ 地区は、クラブが地区の青少年交換方針を順守するよう確認する体制がある。

法人化

- ☒ 地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人あるいは同等の合法的組織を確立している。

損害賠償保険

- ☒ 地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償と限度額を備えた損害賠償保険に加入した。

国際ロータリーへの報告

- ☒ 地区は、交換が始まる前に、それぞれの受け入れ学生について、所定の青少年交換申請書に挿入されている保証書式を RI に提供する。
- ☒ 地区は、RI に年次調査報告書を提出する。
- ☒ 事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメントの申し立てなど(ただしこれに限るものではない)、すべての深刻な事態は、地区役員が事態を受けてから 72 時間以内に、地区から RI に報告をする。地区は、RI への報告を担当する人物 1 名を地区内で指名している。

記録と書類

- ☒ 地区には、学生、ボランティア、ホストファミリーの申請書と青少年交換の関係書類の保管に関する方針がある。
- ☒ 地区は、地区の青少年交換推進資料(Eメールやウェブサイトを含む)において、「2010 年手続要覧」第 1 部、第 5 章に詳述されている国際ロータリーによるロータリー標章の使用に関する手続きを順守する。

各プログラムの特別な要件:以下の各プログラムに、地区が現在関与していなくとも、今後参加するのであれば、順守が可能な項目に印を付けてください。

長期交換プログラム: 交換は、1 学年度とすべきである。ただし、学年度の直前と直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。

- ☒ 学生は 2 つ以上の家庭でホームステイする。連続して 3 つの家庭に滞在することが望ましい。
- ☒ 派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はない。ただし、派遣学生の両親は、学生の受け入れを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを探す際に援助を求められることがある。
- ☒ 派遣クラブと受入クラブは、学生 1 人につきロータリアンのカウンセラーを 1 名ずつ選ぶ。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、交換学生を受け入れるホストファミリーの一員から選ばれてはならず、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換留学中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けている。

- ☒ 派遣および受け入れをするクラブあるいは地区は、学生が少なくとも四半期ごとに報告書を提出するよう義務付けている。報告書には、これまでの交換について、ホストファミリー、感想や懸念、意見、提案などの情報を含めるべきである。指名を受けた青少年交換役員は、報告書を慎重に読み、必要であれば交換学生から報告された不正行為に適切に対処する。

短期交換プログラム: 数日間から数週間の交換。学校の休校中に行われることが多く、通常、学業プログラムは含まない。ホームステイ、キャンプ、あるいはツアーが行われる。

- ☒ ホームステイは、通常、1 家庭で十分である。
- ☒ 派遣クラブと受入クラブは、学生 1 人につきロータリアンのカウンセラーを 1 名ずつ選ぶ。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。カウンセラーは、交換学生を受け入れるホストファミリーの一員から選ばれてはならず、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換留学中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けている。

新世代交換プログラム: 3 週間から 6 週間の交換。この交換は、個人またはグループ単位で実施され、職業的な要素を含めることができる。

- ☒ 親善と理解、およびより充実した文化教育と体験をするため、来訪者のための活動予定は、ロータリー活動に関連し、人々と触れ合うものとする。
- ☒ 受入地区は参加者を家庭に受け入れ、地元での交通手段を提供する。

申請手続

- ☒ 候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで両親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を経なければならない。

選考と交換先の決定

- ☒ 派遣地区は、相手地区が国際ロータリーから青少年交換プログラムへの参加認定を受けており、各学生がその地区内のクラブに受け入れられ、世話を受けられるよう確認している。
- ☒ 学生、その両親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのカウンセラーを含め、交換に関わるすべての個人は、派遣および受入ロータリー・クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に書面にて同意している。
- ☒ 学生の旅行日程には、学生の両親または法的保護者と受入クラブまたは地区が同意している。

学生の旅行保険

☒ 旅行保険加入証明書は、交換学生が本国を発つ前に、受入地区に提出し、また受入地区がこれを受領し、十分な証明として認めているものとする。受入側のロータリー地区は、必要に応じて緊急医療の手配を行わなければならない立場にあるため、交換学生の加入している保険が、医療を提供するいかなる機関に対して全額を滞りなく支払う信頼のおける会社のものであることを確認し、十分であるとみなしたものでなければならない。

☐ 学生の両親または法的保護者は、学生の医療および事故に対する費用の全額を支払う責任を負う。各学生の親または法的保護者は、事故によるけがおよび病気に対する医療および歯科治療、事故死、身体障害／四肢切断(現金給付とも呼ばれる)、遺体の本国送還、緊急避難、24時間緊急援助サービス、個人の法的賠償責任その他に適用される旅行保険を提供するものとする。その補償額は、学生一人につき、以下の最低限度額および適用範囲を下回らないものとする。

※1

- 交換学生が自宅を出発する時点から自宅に戻るまで24時間体制の保険適用期間を提供するもの。この適用期間には定められた交換期間前後の個人的な旅行期間も含まれていること。
- 旅行で訪れる(学生の母国を除く)すべての国で適用されるもの
- 24時間緊急援助サービス
- けがまたは病気に関連した医療費(通院・入院費用、医者・視界による治療費、救急車手配その他の通常の医療費)として米価 1,000,000ドル
- 事故死、身体障害／四肢切断の場合の費用として米価 100,000ドル
- 学生が重病を患った場合あるいは重傷を負った場合の緊急医療移送または避難の費用として米価 50,000ドル
- 学生が死亡した場合の遺体の本国送還または火葬の費用として米価 50,000ドル
- 政治的危機や自然災害を含む医療以外の緊急移送または避難の費用として米価 50,000ドル
- 学生の行動もしくは不作為により第三者にけがを及ぼしたり、第三者の所有物に損害を与えたりした場合の個人の法的賠償責任として米価 500,000ドル

☒ 受入国で旅行保険に加入(購入)することが法的に義務付けられている場合、その保険は上記の限度と適用範囲を満たすものとする。これ以外の場合は、当事者全員が同意した場合を除き、2つの異なる保険に加入することは避けるべきである。

☒ クラブと地区は、損害賠償保険の加入と追加の適用範囲について保険アドバイザーから極力助言を受けるよう奨励されている。また、保険適用範囲の義務付けなどを含め、外国からの学生に関する国の方針や規定についてもよく把握しておくべきである。

☒ ハンググライダー、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合、受入地区と両親または法的保護者への文面による許可を得た上で活動を行い、適切な保険に追加で加入すべきである。

準備

- ☒ 受入・派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを交換学生に提供する。このリストには、次の氏名と連絡先を含める。

- ロータリアンのカウンセラー
- 受入クラブ会長
- 受入地区委員長
- 受入地区ガバナー
- 派遣クラブ会長
- 派遣地区委員長
- 派遣地区ガバナー
- ロータリアン以外の2名の支援提供者(男性、女性各1名)

また、以下の地元の支援提供者も含めなければならない。

- 病院・医師
- 歯科医
- 精神科医
- 警察

入手できる場合、次の情報も含める。

- 自殺防止ホットライン
- レイプ被害者ホットライン
- 地元の児童保護施設

- ☒ 地区は、学生がいつでも電話で地区代表者と連絡を取れるようにするため、24時間の緊急連絡先またはその他の連絡手段を提供している。

学生へのオリエンテーションと交換後のミーティング

- ☒ 派遣クラブまたは地区は、出発の前に、学生ならびに両親または法的保護者を対象とした出席必須のオリエンテーションを実施する。
- ☒ オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項について参加者に知らせ、地元のロータリー・クラブとその活動についての簡単な説明も行う。
- ☒ 派遣クラブまたは地区は、学生と両親または法的保護者の両方に対して、虐待の防止や認識に関する研修を行う。
- ☒ 受入クラブまたは地区は、来訪する学生のためのオリエンテーション・プログラムを提供する。これには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待といった問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含める。
- ☒ 国によっては法律および慣習が他の国のそれと大きく異なる場合があるため、学生のためのオリエンテーションには、青少年に適用される地元の法律および慣習に関する情報を盛り込まなくてはならない。

- ☒ 逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地元社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されている。

学生の責任

- ☒ 交換学生は、事情のいかんを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転すべきではない。また受入国内で動力付き車輛を所有すべきではない。
- ☒ 学生は、両親または法的保護者と、参加クラブまたは地区の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行すべきではない。

ボランティアの選考と審査

- ☐ 本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人々（ただしこれらの人々に限らない）は、青少年の世話をする役割への適性を判断するための面接を受け、青少年ボランティア同意書に記入、署名し、警察が保管する犯罪記録の確認や経歴照会を受けることに同意している。経歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人の人物に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリアンである人物は1人までとする。

※2

- ☐ 受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の犯罪歴記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の照会、個人面接、家庭訪問に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考する。履歴照会では、交換学生の世話をする役割への適性について、3人の人物に確認を取る必要がある。この3人は家族であってはならず、またそのうちロータリアンである人物は1人までとする。交換前および長期交換の期間中に、事前に通知をした家庭訪問と抜き打ち（または直前の通知）の家庭訪問を行うべきである。

※3

- ☒ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。成人のボランティア（ロータリアンおよびロータリアン以外）の場合、プログラムを順守しない者は、ロータリーにおける青少年への関与から永久的に外されることになる。

ボランティアの研修

- ☒ 地区青少年交換の方針で、研修の内容と頻度、研修を受けなければならない参加者、研修の手配と実施の担当者、参加者記録の保管方法について定める。
- ☒ 本プログラムに関与するすべての成人（ロータリアンおよびロータリアン以外）、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人々（ただしこれらの人々に限らない）は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受ける。

早期帰国

- ☒ プログラムの要件に従わないいかなる参加者も、プログラムへの参加から外される。

- ☒ 学生が要件に従わない場合、学生が早期帰国する前に、受入クラブと地区、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の両親または法的保護者にその旨が十分に知らされる。その決定には、受入地区と派遣地区の同意が必要となる。学生は、現実的な最も早い時期に、両親または法的保護者と派遣地区が合意した経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介者を務める独立したロータリアン 1 人を地区が任命することができる。

青少年交換認定あるいは本書式に関してご質問や懸念事項がある場合は、以下の担当職員までご連絡ください。

Kate Hoeppel (ケイト・ホーペル) 青少年交換シニア・スーパーバイザー +1 (847) 866-3422	Jessica Borrego (ジェシカ・ボーレゴ) 青少年交換連絡担当 +1 (847) 866-3421
Tom Woods (トム・ウッズ) 青少年交換シニアコーディネーター +1 (847) 866-3283	youthexchange@rotary.org

- ※ 1：派遣学生が加入する旅行保険の最低限度額は、国内保険会社が発売する一般的な「海外旅行総合保険一留学生向け」の保険金額とする。
- ※ 2：日本国内警察に対して、犯罪記録を照会することはできない。
経歴照会について 3 人にするようにあるが、当地区の習慣に合わない。
これらを担保する為に、「青少年ボランティア誓約書」の身元保証人 1 名で対応する。
- ※ 3：ホストファミリーについても、警察犯罪経歴照会をすることはできない。
また、経歴照会も困難である。これらを担保するために「青少年ボランティア誓約書」で対応する。

当第2790地区[地区番号を挿入]の2012-13年度地区ガバナーおよび2012-13年度青少年交換委員長は、2012-13ロータリー年度、当地区がロータリー章典（2012年3月改訂版）第2.110節と第41.060節、青少年交換認定のための「青少年保護に関する方針」、法人化および損害賠償保険に関する要件を順守することをここに確認します。

地区ガバナー：

氏名（アルファベット表記）：Hitoshi Tokui

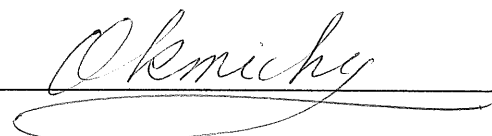
署名： 

日付：26 May 2012

Eメール：12-13gov@rid2790.jp

青少年交換委員会委員長：

氏名（アルファベット表記）：Michiko Okamura

署名： 

日付：26 May 2012

Eメール：okmichy@kfd.biglobe.ne.jp

電話番号：(Mobile) +81-90-9679-9067 (home) +81-43-487-8049

住所（郵送先）：25-1 Shinn Usuida Sakura-City Chiba 285-0862 JAPAN

ご署名の上、本申請書式の全ページおよび補助資料を
2012年6月1日までに、Eメール、ファックス、または郵便でご返送ください。

郵送：Rotary Youth Exchange-PD110

ファックス：+1(847)556-2182

Rotary International

One Rotary Center

Eメール：youthexchange@rotary.org

1560 Sherman Avenue

Evanston, Illinois 60201-3698, USA

現在事項全部証明書

東京都港区芝公園二丁目6番地15号黒龍芝公園ビル4階
特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会
会社法人等番号 0104-05-006673

名 称	特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会		
主たる事務所	東京都港区芝公園二丁目6番地15号黒龍芝公園ビル4階		
法人成立の年月日	平成19年7月23日		
目的等	この法人は、世界中の人々に対して、留学に関しての問題点の把握、原因の究明、解決策の検討事業を行い、留学しやすい環境を整備し、国際交流の向上と平和に貢献することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (6) 国際協力の活動 (7) 子どもの健全育成を図る活動 (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 留学支援事業 (2) 国際交流支援事業 (3) 啓蒙活動事業 (4) 本法人と同一目的を有する団体への支援事業		
役員に関する事項	東京都青梅市滝ノ上町1309番地 理事 小 澤 正 明	平成22年10月	1日重任
		平成22年11月	5日登記
	名古屋市千種区徳波町一丁目20番地 理事 神 田 憲	平成22年10月	1日重任
		平成22年11月	5日登記
		平成22年10月	1日就任
	愛知県豊田市四郷町東畑125番地 理事 齋 藤 直 美	平成22年11月	5日登記
		平成22年10月	1日就任
	茨城県古河市旭町2-6-16 理事 山 崎 清 司	平成22年11月	5日登記
	東京都世田谷区松原5-35-16 理事 市 川 伊 三 夫	平成22年10月	1日就任
		平成22年11月	5日登記
		平成22年11月	5日登記

東京都港区芝公園二丁目6番地15号黒龍芝公園ビル4階
特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会
会社法人等番号 0104-05-006673

従たる事務所	兵庫県川西市大和東一丁目100番地の6 理事 井 上 暎 夫 愛媛県今治市東門町5-8-1 理事 飯 忠 悟	平成22年10月 1日就任
		平成22年11月 5日登記
		平成22年10月 1日就任
	1 愛知県名古屋市中千種区穂波町一丁目20番地	平成22年11月 5日登記
		平成22年10月 1日移転
資産の総額	金0円	平成22年11月 5日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成23年11月 9日

東京法務局港出張所

登記官

山 本 浩



特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区芝公園2丁目6番地15号黒龍芝公園ビル4階に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県名古屋市千種区穂波町1丁目20番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界中の人々に対して、留学に関しての問題点の把握、原因の究明、解決策の検討事業を行い、留学しやすい環境を整備し、国際交流の向上と平和に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 留学支援事業
- (2) 国際交流支援事業
- (3) 啓蒙活動事業
- (4) 本法人と同目的を有する他団体への支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して活動する個人及び団体
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して資金を提供する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその

旨を通知しなければならない。

4. 特別会員は理事長の承認をもって会員とする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以下
 - (2) 監事 1名以上 5名以下
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行す

る。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小澤 正明

理事 北川 晶夫

理事 近藤 真道

監事 関場 慶博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年9月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) 年会費 10,000 円

特別会員

- (1) 年会費 一口 10,000 円（何口でも可）

証券番号

5	4	4	2	2	4	8	1	7	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

人格権侵害担保特約条項(国際ロータリー日本青少年交換委員会用)

(施設所有(管理)者特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、施設所有 (管理) 者特別約款 (以下「特別約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) のいずれかの事由に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) の不当行為が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示 ウ. 性的な言動 エ. 差別的または不利益な取扱い
人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害または精神的苦痛をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) ならびにこの保険契約に付帯する他の特約条項の免責条項に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、またはその指図により行われた不当行為
- ③ 被保険者によって、またはその了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為 (過

失犯を除きます。）

- ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑤ 放送活動または出版活動

第3条 (被保険者の範囲)

(1) この保険契約において、「被保険者」とは、次の者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者
 - ② 国際ロータリー日本地区ガバナー
 - ③ 日本国内に所在するロータリークラブ会長
 - ④ 青少年交換委員長および青少年交換委員
- (2) 当会社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第4条 (求償権の不行使)

この保険契約において、当会社は、普通保険約款第29条(代位)の規定により当会社に移転した権利のうち、ロータリークラブの会員に対する権利を行使しません。

第5条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。



青少年交換

虐待とハラスメント(嫌がらせ)予防に関する

地区およびクラブの方針

序

日本34地区およびクラブは、以下の方針に従い相互に協力して青少年交換プログラムの実施にあたる。

地区およびクラブの方針

虐待とハラスメントに関する地区の方針を、以下のように定める。

1. 「青少年との接し方に関する声明」

第2790地区は、ロータリーの活動に参加する全ての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るために、最善を尽くす責任がある。

2. 定 義

ボランティア: 監督者の有無に関わらず、青少年交換の活動で学生と直接の接触を持つすべての成人を指す。具体的には、学生のための活動や遠出において学生の世話をしたり、学生を行事や催事まで車で送迎をする可能性のあるクラブや地区の青少年交換役員、委員会委員、ロータリアン顧問、ロータリアンまたはロータリアンではない人々、その配偶者やパートナー、ホストファミリーや受入家庭に同居するその他の成人(兄弟やその他の家族など)を含む(ただし以上に限らない)。

学生: 成年に達しているか否かを問わず、ロータリー青少年交換に関わる児童および青少年。

(参考)

性的虐待とは、学生に対して間接または直接に性的な行動を及ぼすこと、あるいは学生が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは教唆することを指す。

性的虐待の他の例として、以下がある(ただしこれらに限らない)。

- ・ 直接身体に触れることのない侮辱行為
- ・ 公然わいせつ
- ・ 学生に性的資料あるいはポルノ類を見せること

性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずける手法として用いられる場合がある。

性的ハラスメントの例として、以下がある(ただしこれに限らない)。

- ・ 性的な誘いかけ
- ・ 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- ・ 性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・ 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・ 性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落としたり、触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言葉または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

3. 地区青少年交換プログラムの法人化と損害賠償責任保険

地区青少年交換プログラムの運営および活動は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会に属し、その包括的な指導および援助の下に行う。

損害賠償責任保険は、上記法人の加入する保険による。

4. ボランティアの選考と審査

青少年交換の活動に参加する際には、事前に以下の審査を実施する(「青少年ボランティア誓約書」の書式例は補遺資料Aを参照のこと)。

第2790地区青少年交換プログラムへ参加する**ボランティア**は以下を満たさなければならない。

- ・ 「青少年ボランティア誓約書」を提出する。
- ・ 必要に応じて個人面接に応じる。
- ・ 学生と共に活動するための資格要件を満たす。性的虐待あるいはハラスメント(嫌がらせ)を自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリーが関係する青少年活動に携わることをRIは禁じている。個人が性的虐待あるいは嫌がらせの申し立てを受け、結論が導き出されなかった場合には、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、該当する個人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた当人は、青少年交換プログラムへの復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
- ・ 青少年交換プログラムに関する指針を遵守し、理解する。

ホストファミリーは上記に加え、以下の選考および審査基準を満たさなければならない。

- ・ ホストファミリーは、交換学生を受入れる適性を審査する総合的な面接に応じる。この面接に関して、以下の要点が挙げられる。
 - * 学生の身分の安全と安全確保に力を入れることを明確にする。
 - * 学生を受入れる動機が、ロータリーの理想である国際親善および異文化交流と一致している。
 - * 学生に十分な宿泊設備(部屋と食事)を提供できる財力。
 - * 学生の福利を保障するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力。
- ・ 受入れ学生のホストファミリーになることは、派遣学生の要件ではない。

- ・ 身元保証人は、事前に通知してまたは予告なくホストファミリーの自宅を訪問することができる。家庭訪問の後、身元保証人は、地区へ書面による報告を行う。

クラブカウンセラーはすべてのボランティアの基準を満たす他、以下の項目を満たす必要がある。

- ・ カウンセラーは、学生のホストファミリーの一員であってはならない。
- ・ カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう研修を受けていなければならない。

5. 学生の選考と審査

第2790地区青少年交換プログラムへ参加する学生は以下を満たさなければならない。

- ・ 申請書を提出し、青少年交換プログラムへの参加適性を審査する面接に応じる。
- ・ 地区のすべてのオリエンテーションや研修セッションに出席し、参加する。

第2790地区青少年交換プログラムへの参加に関心があるすべての学生の両親または法的保護者は以下を満たさなければならない。

- ・ 青少年交換プログラムへの学生の参加適正を審査するため面接に応じる。

6. 研 修

第2790地区はすべての青少年交換プログラム参加者に虐待とハラスメントを予防するための研修を提供する。青少年交換委員会が研修セッションを実施する。

研修は、必要に応じて特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会の支援を得て行う。

第2790地区は以下の項目を実施する。

- ・ 地区の指針、地元の習慣、文化的要素、法的規定に関する情報を踏まえて、「虐待とハラスメント予防に関する研修の手引き(RI 発行)」を基本とした研修を行う。
- ・ 研修の予定表を作成し、参加者、研修時期、研修内容を含めた各ボランティアに対する研修の必要頻度を見極める。
- ・ 以下の青少年交換プログラム参加者に対する特別の研修セッションを必要に応じて実施する。
 - * 地区ガバナー
 - * 危機管理委員会委員
 - * 地区青少年交換委員会委員
 - * クラブ青少年交換委員会委員
 - * クラブカウンセラー
 - * 地元のツアーや地区行事など、青少年交換活動に従事するロータリアンやロータリアン以外の人々
 - * ホストファミリー
 - * 学生(派遣学生と受入学生)
 - * 学生の親や法的保護者
- ・ 指針を確実に遵守するため、記録する。

7. 報告書の提出

学生およびホストファミリーは、青少年交換の状況について、月次報告書および最終評価書を地区青少年交換委員会に提出する。

8. 申し立ての報告に関する指針

第2790地区は、青少年交換学生の安全と健全な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラスメントも容認してはならない。虐待やハラスメントに関するすべての申し立ては慎重に取り扱われ、補遺書類 Bの「青少年交換性的虐待及びハラスメントの申し立て報告に関する指針」に基づいて対処されなければならない。

9. 調査に関する指針

第2790地区は虐待やハラスメントに関する申し立てを慎重に扱い、第三者を含んで構成する危機管理委員会により各申し立てに対して徹底的な調査を行う。地区は公的機関から協力を求められたときは、これに応じる。

10. 第2790地区のその他の責務

第2790地区は以下を実施することとする。

- ・ 学生の安全と健康の確保のために地区内で提供されている支援サービスの一覧を学生に提供する。
- ・ 青少年交換用ウェブサイトとロータリーの標章の使用にあたり、RIの指針に従う。
- ・ 青少年交換学生が関与するすべての深刻と思われる事態については可及的速やかにRIへ報告を行う。

備考:2012ー2013年 青少年交換プログラム参加再認定申請時に添付



性的虐待およびハラスメントの申し立て

報告に関する指針

序

国際理解と平和を推進する最も効果的な方法は、異文化に接することである。青少年交換は、他国の人々と出会い、異なる文化を体験する機会を、幾千もの青少年に提供するものである。

青少年交換学生は、1年間、あるいは一定期間を母国以外の国でホストファミリーと共に生活する。ロータリアンとその家族、そしてロータリアン以外のボランティアは、接するすべての学生の安全と健全な生活を守り、身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメントを防ぐために最善の努力をはらうよう求められている。

国際ロータリーは、青少年交換学生の安全と健全な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラスメントも容認しない。虐待あるいはハラスメントのあらゆる申し立ては、真摯に受け止められ、以下の指針に沿って対処されなければならない。**学生の安全と健康が、常に私たちの第一優先事項となるべきである。**

定義

性的虐待: 性的虐待とは、学生に対して間接または直接的に性的な行動を及ぼすこと、あるいは学生が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動におよぶことを強制あるいは教唆することを指す。

性的虐待の他の例として、以下がある(ただしこれらに限らない)。

- ・ 直接身体に触れることのない侮辱行為
- ・ 公然わいせつ
- ・ 青少年に性的資料あるいはポルノ類を見せること

性的(セクシャル)ハラスメント: 性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。特に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずける手法として用いられる場合がある。

性的ハラスメントの例として、以下がある(ただしこれらに限らない)。

- ・ 性的な誘いかけ
- ・ 性的な言動、冗談、性的言動に関する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- ・ 性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・ 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・ 性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落としたり、触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言動または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

虐待やハラスメントの真偽

申し立てられた言動が性的虐待または性的ハラスメントに該当するか否かは、申し立てを受けた者限りで判断せず、学生の安全が確保された後、直ちに以下に従って報告する。

申し立ての報告に関する指針

学生から虐待やハラスメントの申し立てを受けたすべての者のための指針

学生から虐待やハラスメントの申し立てを受けたすべての者は、以下の申し立ての報告に関する指針に従う。

1. 学生からの事情聴取

- a. **注意深く耳を傾け、冷静に対応する。**虐待を報告することは大変勇気ある行動であることを認める。話を聞き、励ますことは適切である。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- b. **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える。**事態に歯止めをかけ、他の学生にも同様の事が起こらないよう、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。
- c. **事実を収集するが、尋問のように問いただすことはしない。**学生に、何が起こり、誰がそうしたかを聞く。あなたに事実を伝えることは正しいことであることを学生に伝える。「なぜ」の質問は避ける。あなたの責務は、適切な当局に学生から聞いた話を報告することであることを銘記する。
- d. **批判することは避け、学生を安心させる。**起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。学生を責めたり、批判しないことは、特に重要である。事態の責任は学生にはないこと、そして、あなたにこの件を伝えたのは勇気があり、成熟した行動であることを学生に伝えて安心させる。
- e. **記録する。**できるだけ早く学生との会話を書面に記録する(会話の日付や時間を含む)。学生が使った言葉を用いて、学生が話した通りに記録する。

2. 学生を守る

学生の安全と健康を確保する。即刻、学生をその状況から保護し、虐待あるいはハラスメント行為があったとの申し立てを受けた当事者(以下、被申立人という)を問題が解決するまで学生から引き離して学生とのあらゆる連絡から遠ざける。これは学生自身の安全のためであり、それによって不利益を受けることはないことを、学生に伝え安心させる。

3. 危機管理委員会に報告する

学生から申し立てを受けた者は、学生の安全と健康が確保されたことを確認した後直ちに、適切な調査と対処のために、直接あるいはクラブを通じて第三者を含んで構成された危機管理委員会に報告する。申し立てられた言動について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合はこれに従う。

4. 噂話や非難を避ける

指針により要請されている人以外には、報告について話さない。調査の間は、被害者と被申立人の両者の権利を守るべく細心の注意を払う。

5. 被申立人への対応

学生から申し立てを受けた者は、公正な調査と対処を図るため、学生の安全と健康の確保上必要がある場合を除き、申し立てられた当事者との不要の連絡は避け、まず上記3に従い危機管理委員会に対して報告する。

6. 事後確認

クラブカウンセラーあるいは地区青少年交換委員会委員長に申し立てが報告された後、事態に取り組む何らかの手はずが取られたことを確認する。

報告後の手続き

クラブカウンセラーおよび地区青少年交換委員会委員長その他のロータリー関係者のための指針

学生を担当するクラブカウンセラーおよび地区青少年交換委員会委員長その他のロータリー関係者は、虐待の申し立ての報告を受けたときは、直ちに危機管理委員会に報告しその指示に従うとともに、以下の手はずがとられていることを確認する。特に明記されていない限り、これらの手はずは報告の直後にとられなければならない。

1. 学生からの虐待の報告を受けた者が申し立ての報告に関する指針に従って適切な措置を講じていることを確認する。
2. 学生がその状況から即刻保護され、被申立人が学生とのあらゆる連絡から遠ざけられていることを確認する。
3. 申し立てられた内容について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、申し立てられた内容が犯罪に該当すると判断したときは、適時に刑事当局に対する手続を行う。以上の手続は、危機管理委員会の指示に従って行う。
4. 学生に対する支援が即刻与えられていることを確認する。
5. 学生の保護と権利確保のため、適切と思われる者をカウンセラーとして担当させる。
6. 学生の親に連絡する。学生の母国から離れている場合、学生に在留か帰国かの選択肢を与える。
7. 調査が行われている間は、申し立てられた虐待者あるいはハラスメント行為者を他の交換学生とのあらゆる接触や連絡から遠ざける。
8. 警察あるいは行政当局による調査が行われるときは、これに協力する。
9. 危機管理委員会は、その事案について必要と認めたときは、報告を受けたときから72時間以内に申し立てについて国際ロータリーに通告し、その後のてはずと調査の結果、および結果としてとられた措置について事後報告する。

申し立ての報告後に関する指針

地区およびクラブは、危機管理委員会の指示に従って、以下のとおり対応する。

学生のニーズに応える

申し立ての報告の後、学生を支援すべく結成され管理されたチームが必要となる場合がある。学生は恥じらいを感じ、精神的に混乱することが予想され、引きこもりがちになったり、ホストファミリーやクラブ会員との接触を避けるようになる場合がある。ハラスメントや虐待の報告後、学生は交換を続けることを望む場合と望まない場合がある。交換の継続を望む場合であっても、状況によっては受入れロータリークラブとの関係を継続することを希望する場合と、希望しない場合がある。学生は留学国に残ることを望むかもし

れないが、異なる受入れクラブに変更することを希望する場合もある。

クラブ会員およびホストファミリーにとって、学生の気持ちを理解することが困難な場合もあるが、クラブが学生を引き続き支援してくれることを知ることは、学生にとって助けとなる。クラブ会員とホストファミリーは、各自の役割をはっきりと特定できない状況となり、その境界が不明確であると感じることもあり得る。しかし、常に自らが学生を支援している事を学生に伝え安心させるために必要とあればなんでもする必要がある。

ロータリアンあるいはロータリアン以外のボランティアに対する申し立てに対し、ロータリークラブ内でとるべき適切な対処

虐待やハラスメントの申し立てに対処する際、最も重要視すべき懸念は、児童や青少年の安全である。クラブ会員は、憶測したり、論評的な発言をしたり、警察あるいは行政当局による調査の妨げとなり得るような個人的見解を表明するべきでない。調査の間は、当該用件に関する憶測や発言についてクラブ会員に警告するべきである。申し立てを受けた被申立人を支持するために被害者に関する所見を述べることは、我々の行動規範あるいはロータリーの理想を支えることにならない。被申立人に対する所見は、中傷あるいは名誉毀損を理由として、被申立人からロータリアンまたはクラブに対する訴えにつながる恐れがある。

学生に対する情報提供

地区およびクラブは、あらかじめ学生に対して、性的虐待または性的ハラスメントその他学生に対する加害行為に関する地区およびクラブの保護の制度の内容、ならびに、被害を受けあるいはそのおそれがあると判断したときは直ちに危機管理委員会に申し出るべきことを説明しておく。



青少年交換

青少年ボランティア誓約書

第2790地区は、ロータリー活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るため、最善をつくす責任がある。

個人情報

氏名： _____

住所： _____

自宅電話番号： _____ Eメール： _____

勤務先住所： _____

電話番号： _____ ファックス： _____
ロータリークラブ会員ですか。 はい _____ いいえ _____

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください： _____

ロータリーでの役職 _____

過去に青少年交換に関与していたことがありますか。 はい _____ いいえ _____

「はい」と答えた場合、過去の役職と時期を記入してください。 _____

身元保証人（ロータリアン以外の者が身元保証人となることが望ましいが、これが可能でない場合、ロータリアンが身元保証人となることできる。）

氏名： _____

住所（都道府県／郵便番号を含む）： _____

電話番号： _____

本人との関係： _____

申請者署名 氏名(活字体で記入のこと) 日付

身元保証人署名	氏名(活字体で記入のこと)	日付
---------	---------------	----

危機管理委員会による調査・確認

2

国際ロータリー第2790地区危機管理委員会規定

第1条 趣旨

本規定は、国際ロータリー第2790地区（以下「地区」という）において実施する新世代育成プログラム（以下「プログラム」という）に参加する全ての青少年（以下「新世代」という）の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害・自然災害等の事故・災害からの保護と、身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメントを防止すると共に、かかる事態（以下事態という）が発生した場合の適切な対応のために必要な事項を定めるものである。

第2条 ガバナーの責務

「地区」ガバナーは、「地区」における危機管理の最終責任を負うものとする。

第3条 「プログラム」に関係する「地区」委員長の責務

「プログラム」に関係する「地区」委員会（以下「関連委員会」という）の委員長は、「委員会」との連携を図りつつ、「プログラム」に参加するロータリアン、並びにボランティア、及び「新世代」に対し、第1条に定める事故・災害、並びに「事態」が発生する危機（以下「危機」という）を未然に防ぐために適切な指導、啓発活動を行うとともに、「危機」発生の場合に新世代の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第4条 危機管理委員会の任務

「地区」に「危機」発生防止に必要な施策を提言・実行し、「危機」が発生した場合の適切な対応に当たるため、危機管理委員会（以下「本委員会」という）を設置し、「関連委員会」と連携して次に掲げる業務を行う。

① 啓発活動および研修

「プログラム」に参加する「新世代」に対して、交通災害・自然災害等の事故・災害及び健康障害からの保護の為、また、「新世代」に係わるロータリアン及びボランティアに対して、「危機」から「新世代」を保護するために啓発活動及び研修を実施する。

② 危機の発生を回避する為の環境整備

「プログラム」に参加する「新世代」のサポートを担う広範囲なネットワークを構築し、「危機」の発生に至る以前に何らかの問題が生じたときに直ちに解決の手を打てるように努力する。

異文化に生活する「新世代」来日学生、生徒の生活を大学院、大学、専門学校、及び学校等の「新世代」来日学生、生徒が就学する教育機関・当該教育機関就学生・市民に周知し、日頃の交流が進むような環境の整備に努力する。

③ 「危機」発生に至る可能性のある問題発生、或は「危機」発生の報告

「新世代」から「危機」発生に至る可能性のある問題発生、或は「危機」発生について申し立てを受けた全ての「プログラム」関係者は、「青少年交換・虐待とハラスメント（嫌がらせ）予防に関する地区及びクラブの方針」付属の補遺書類B「青少年交換・性的虐待及びハラスメントの申し立て報告に関する指針・学生から虐待やハラスメントの申し立てを受けたすべての者のための指針」（以下「指針」という）に従い、または準拠して、直ちに事実関係を「本委員会」に報告（以下「報告」という）しなければならない。

- ④ 「危機」発生に至る可能性のある問題発生、或は「危機」発生「報告」後の
手続

「報告」を受けた「本委員会」は、直ちに委員会を開催し、「指針」に従い、
または準拠して、下記の処置を行う。

(1) 「本委員会」が、「報告」された内容が、法令上所定の機関に通告し、
あるいは刑事上の手続を行うべきものであると判断したときには、ガバナーが
それを行う。

(2) 「本委員会」は、新世代青少年交換プログラムについては、「報告」を受
けた時から72時間以内に申し立てについて国際ロータリーに通告し、その後
の手はずと調査の結果、及び結果として取られた措置について事後報告する。

(3) 「本委員会」は、「指針」に従い、または準拠して、「新世代」を支援す
る必要がある場合には、「地区」に支援チームを結成して、支援するものとす
る。

- ⑤ 「危機」対策チーム

「危機」発生に至る可能性のある問題が発生し、或は危機が発生した場合、「本
委員会」は必要に応じ「危機」対策チームを編成し、「危機」の解決に当たる
ものとする。

- ⑥ 報道機関等に対する広報

「本委員会」は、「関連委員会」と共に適切かつ一貫した対応を図り、関係者
の権利を保護するために、報道機関等に対する広報は、「本委員会」の特に定
めた者がこれに当たる。当該関係者は、知り得た情報を他に提供してはならな
い。

- ⑦ 安全保護義務検証

「本委員会」は、当該発生事案について、「地区」および当該ロータリー・ク
ラブとして安全保護義務を怠っていないかどうかを十分に検証する。

- ⑧ ボランティア誓約書

「プログラム」に係わるボランティアは、当該ロータリー・クラブが審査・選
考を行い、当該ボランティアは「ボランティア誓約書」を当該ロータリー・ク
ラブへ提出し、「本委員会」の承認を得るものとする。

- ⑨ クラブ・カウンセラーの研修

「プログラム」の各クラブ・カウンセラーの研修は、「地区」の責務である。

第5条 危機管理「委員会」の構成

第1節 「本委員会」は、つぎに掲げる委員を以て構成する

- ① 「地区」ガバナーが指名するパスト・ガバナー
- ② 「地区」ガバナー・エレクト
- ③ 「地区」新世代奉仕委員長
- ④ 「地区」ガバナーが委嘱する弁護士、医師、ないし外部有識者1名。
- ⑤ 委員中に、弁護士が含まれない場合には、「地区」ガバナーは「地区」ロータ
リアンのうちの弁護士から1名を委員として委嘱する。

第2節 委員の任期は1年とし、委員のうちその性質上再任のない委員を除き、再任を防げない。

第3節 「委員会」の委員長は、前項①号の「地区」パスト・ガバナーとする。委員長は、「委員会」を招集し、「委員会」を代表する。

第6条 異議申し立て

第1節 当該「新世代」または被申立人が、「関連委員会」または「本委員会」の処置に対して不服がある場合は、「本委員会」に対して異議申し立てができる。

第2節 異議申し立てがあった場合は、「本委員会」委員長は「本委員会」を招集し、申し立て内容を「本委員会」にて充分かつ詳細に討議する。

第7条 保険契約の締結 （新設）

新世代青少年交換、米山記念奨学生以外の「新世代」に関しては、「地区」ガバナーはその年度ごとに、R I J Y E C、(財)米山記念奨学会が付保すると同内容の保険契約を締結するものとする。

第8条 守秘義務

本規定に係わる個別案件の調査および対応に関与する者は、当事者・その他関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮する共に、任務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。任務を退いた後も同様とする。

附則

この規定は、2010年7月1日から施行する。

改定：2012年7月13日